

女性活躍推進法に基づく国立大学法人政策研究大学院大学行動計画

女性が最大限にその能力を発揮でき、男女ともに長く勤められる環境を整備するため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年9月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：職員の管理職（室長以上）の女性比率について、30%以上の水準を維持する

<取組内容>

2025年 9月～ 超過勤務の縮減を図る

2025年 9月～ 全ての職員が働きやすい環境整備を図るため、管理職が率先して年次有給休暇を取得するなどして年5日に留まらない休暇取得を推進する

2025年 9月～ 働きやすい環境整備の一環として、在宅勤務を行いやすい環境をつくる

（参考）

- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）における女性の登用・採用に関する成果目標
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合：部長相当職及び課長相当職：18%（2025年度末）